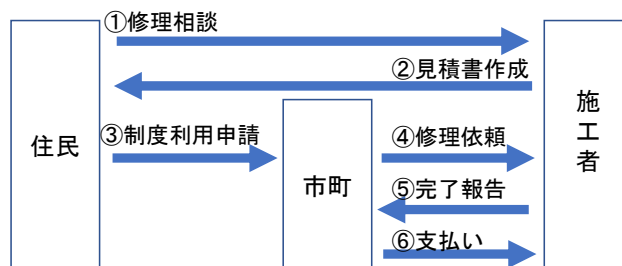


住宅の緊急の修理制度について（災害救助法）

概要

「住宅の緊急の修理制度」は、住宅が大雨で被害を受けた後、雨水の侵入等を放置することにより被害が拡大することを防ぐため、住民からの申し込みに基づき市町が、屋根、外壁等の必要な部分に対して、施工者にブルーシートの展張等の修理を依頼するものです。

緊急の修理対象は、屋根や外壁等へのブルーシートの展張等が対象となります。



イメージ図 大まかな修理（手続き）の流れ

★大雨被害から修理完了までのポイント

- ・大雨により建物に被害を受けた箇所の修理が対象です。
例：大雨による土砂災害により割れた窓ガラスの代替えにブルーシートを張る。
※ 従前から経年劣化等により雨漏りしているものは対象とはなりません。
- ・写真の撮影は必須です。（工事前、工事後）
- ・対象は資材費及び修理に要する施工費等が対象です。※DIYやボランティアによるものは対象外です。
- ・自治体等から無償で提供された資材を使用する場合、資材費は対象外です。

対象区域・対象者

対象区域：金沢市

対象世帯：準半壊程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住宅の被害が拡大するおそれがある世帯

※納屋や車庫、空き家は対象となりません。

費用の限度額

1世帯あたり 53,900円以内

※費用は市町から修理業者に直接支払います。

※限度額を超える部分は、自己負担となります。

完了期限

令和7年9月7日（状況に応じ延長の場合あり）